

令和8年度 京都市立梅津北小学校「学校いじめの防止等基本方針」

Ⅰ 総則

(1) 目的

「いじめ」は時代によってその態様を変化させながら、子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成、生命または身体に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。本市においても「いじめ」はどの子にも、どの学校・学級でも起こり得るとの危機意識に立ちいじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めてきた。また、その中で全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。学校の中では子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するため「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

○いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 **いじめ対策委員会**

イ 構成員(職名又は校務分掌)

学校長・教頭・教務主任・養護・生徒指導主任・総合育成支援教育主任・不登校対策主任・生徒指導委員会担当教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

ウ 開催時期

定例委員会は、毎月1回定例生徒指導委員会と共に開催する。(緊急対応の場合は、構成員を含めこの限りではない。)

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・いじめの未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

オ 児童・保護者への周知方法と時期

《児童》
・いじめアンケート実施時に担任より連絡(6月・11月)
・憲法集会の実施時の学校長の話(5月)

《保護者》
・学校だよりにて紹介(5月)

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備・授業改善

- ・ICT機器を使い、視覚的に学ぶことのできる環境の整備。
- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業・協力指導体制の推進。
- ・教科担任制の積極的な導入。
- ・より深い仲間意識の構築。

イ 道徳教育

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした、活動の意図的、計画的な実施。
- ・全学年が道徳の授業に取り組む「人権の日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・ゲストティーチャーを活用した人権学習の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

ウ 体験活動

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習の時間や生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

エ 児童が自主的に行う活動

- ・学校内憲法月間における人権標語の作成と掲示。
- ・ピアサポートやたてわり活動での異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・京キッズ会議への参加および全校への報告。
- ・地域、PTA、梅津中学校と共に取り組むあいさつ運動「いいことばの日」の実施。
- ・いじめ防止に向けた人権月間における標語の振り返り。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・人権集会の中でのいじめに関する啓発。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全児童への発信。
- ・インターネットや携帯電話(スマートフォン)、携帯ゲーム機の危険性を指導。
- ・学級通信等での「コラム」の有効活用。

カ 保護者への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「梅津北小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

キ その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導委員等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケート、クラスマネジメントシートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握と学級経営の見直し。

(イ) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談。
- ・SSWとの連携。

(ウ) その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

(ア) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(イ) いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的な対応(担任が一人で抱え込まない)。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（関係教員）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り、指導、支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定 [認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対して、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（関係教員）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて、警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
- ①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること（救済）
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- *面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(ウ) インターネット等を通じて行われるいじめの対応

- ・子どもに情報モラルを身に付けられるようにするための指導の充実及び強化。
- ・情報モラルの授業研究等を行い、いじめとの関わりや対応についての理解を深める。
- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・インターネット上にある情報の削除。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

(エ) 「いじめ」の解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 少なくとも以下の2つの要素が満たされるまで支援を継続する。
- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。
- ・学校全体での継続的な指導・支援を行う。

(4) 教職員の資質向上の取組(校内研修)

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、全教職員に対し、いじめの未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、8月、3月の生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「梅津北小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域との連携

- ・少年補導主催の行事への参加、地域パトロールの充実を図る。
- ・PTAとの連携のもと、いじめ問題や「学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めるようにしていく。
- ・人権参観においてインターネットツールの問題などを扱うようにする。

イ 関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、日常的に情報交換を図る。
- ・梅津北小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「梅津北小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議 校内研修等	未然防止に向けた取組 や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 ケース会議 生徒指導研修会(学校 いじめの防止等基本方 針の共通理解・教職員 のいじめに対する意識 向上)	いい言葉の日		授業参観・学級懇談会 個人懇談会
5	いじめ対策委員会 ケース会議 学校経営方針の交流 いじめ防止啓発パンフ レットを使用した研修	いい言葉の日 憲法集会や学校だよりで いじめ対策委員会メンバ ーを紹介 いじめ啓発防止パンフレ ットによる指導と周知 憲法集会 人権標語 修学旅行 1年生を迎える会 非行防止教室(4・5年)		個人懇談会 いじめ啓発防止パンフ レットの周知 学校いじめの防止等基 本方針のホームページ 掲載
6	いじめ対策委員会 (アンケート結果の共有) ケース会議	いい言葉の日 なかよし遊び いじめに関する記名式ア ンケート①の実施を周知 たてわり活動結団式 たてわりオリエンテーリ ング 非行防止教室(6年)	いじめに関する記名 式アンケート① 結果の共有	授業参観 いじめに関する記名式 アンケート①の実施を 周知
7	いじめ対策委員会 (くらまね結果の共有) ケース会議 いじめ防止プログラ ムの見直し	いい言葉の日 なかよし遊び 京キッズ会議参加	クラスマネジメントシ ート(4・5・6年)① 教育相談週間 結果の共有 学校評価アンケート ①の実施(児童・保	個人懇談会

			護者・教職員)	
8	いじめ対策委員会 人権研修会 生徒指導研修会(事例 研修)			
9	いじめ対策委員会 ケース会議	いい言葉の日 まなび交流会(各学年2・ 3学期に実施)		
10	いじめ対策委員会 ケース会議	いい言葉の日 スポーツフェスティバル		
11	いじめ対策委員会 (アンケート結果の共有) ケース会議	人権集会 いい言葉の日 なかよし遊び 京キッズ会議報告 いじめに関する記名式ア ンケート②の実施を周知	いじめに関する記名 式アンケート② 結果の共有 学校評価アンケート ②の実施(児童・保 護者・教職員)	人権学習の授業参観 人権集会の参観 いじめに関する記名式 アンケート②の実施を 周知
12	いじめ対策委員会 (くらまね結果の共有) ケース会議 いじめ防止プログラ ムの見直し	いい言葉の日 なかよし遊び	クラスマネジメントシ ート(4・5・6年)② 教育相談週間 結果の共有	個人懇談会
1	いじめ対策委員会 ケース会議	いい言葉の日 なかよし遊び		
2	いじめ対策委員会 ケース会議	いい言葉の日 なかよし遊び		入学説明会 授業参観・学級懇談会
3	いじめ対策委員会 ケース会議 生徒指導研修会(いじ め防止プログラムの見 直し)	いい言葉の日 6年生を送る会		